

令和3年度制度改革事項について

番号	項目	対象サービス	内容	努力義務期間	義務化開始
1	感染症対策の強化	全サービス	①委員会の開催 ②指針の整備 ③研修の実施 ④訓練(シミュレーション)の実施	R3.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～
2	感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化	全サービス	①業務継続に向けた計画等の策定 ②研修の実施 ③訓練(シミュレーション)の実施	R3.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～
3	地域と連携した災害対応の強化	施設系, 通所系, 居住系	訓練の実施にあたり, 地域住民の参加が得られるように連携に努める	R3.4.1～	—
4	障害者虐待防止の更なる推進	全サービス	①研修の実施※1 ②委員会の設置, 委員会での検討結果を従業員に周知→運営規定の変更が必要 ③責任者の設置	R3.4.1～ R4.3.31	R4.4.1～
5	身体拘束等の適正化の推進	訪問系サービス	①身体拘束等を行う場合には, その態様及び時間, その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること	②～④ R3.4.1～ R4.3.31	①R3.4.1～ ②～④ R4.4.1～
		訪問系以外(相談系除く)	②委員会の設置, 委員会での検討結果を従業員に周知※2 ③指針の整備 ④研修の実施※2	②～④ R3.4.1～ R4.3.31	①H24～ ②～④ R4.4.1～
6	職場におけるハラスメントの防止	全サービス(大企業)	①事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発	—	R3.4.1～
		全サービス(中小企業※3)	②相談に応じ, 適切に対応するために必要な体制の整備	R3.4.1～ R4.3.31	R4.4.1～

※1 協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加し, 事業所従業員に周知した場合も研修を実施したものとみなせます。

※2 虐待防止の委員会, 研修で身体的拘束等の適正化について取り扱う場合には, 身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなせます。

※3 資本金が3億以下または常時使用する従業員の数が300人以下の企業

1. 感染症対策の強化 ※令和6年度から義務化

○ 全ての障害福祉サービス等事業者に、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施を義務付ける。

(参考)感染症対策指針作成の手引き等について(厚生労働省HP)

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

2. 感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化 ※令和6年度から義務化

○ 全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等を義務づける。

(参考)自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

3. 地域と連携した災害対応の強化※令和3年度から努力義務化

○ 非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる障害福祉サービス等事業者(施設系、通所系、居住系)において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。(努力義務)

4. 障害者虐待防止の更なる推進 ※令和4年度から義務化

○ 全ての障害福祉サービス等事業者に、研修の実施、虐待防止委員会の設置、虐待の防止等のための責任者の設置を義務づける。

(参考)障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(施設・事業所従事者マニュアル)、虐待防止措置の取組事例等(厚生労働省HP)

URL:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai-shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

5. 身体拘束等の適正化の推進 ※令和4年度から義務化

○ 相談系を除く全ての障害福祉サービス等事業者に、身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置、指針の整備、研修の実施を義務づける。

(参考)身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集等(厚生労働省HP)

URL:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai-aishahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

6. 職場におけるハラスメントの防止 ※令和3年度から義務化

○ 全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、適切な職場環境維持(ハラスメント対策)を求めることとする。

(参考)障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアル等(厚生労働省HP)

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789_00012.html

令和3年度の制度改正事項について、広島県のホームページにまとめていますので、ぜひ活用してください。

「広島県のホームページ」⇒「健康・福祉・子育て」⇒「高齢者・障害者等福祉」⇒「障害者支援課」⇒「事業所の方へ まとめサイト」⇒「指導監査」⇒「R3制度改正事項」

URL:

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/r3seidokaisei.html>